研究ノート

フランスの 2019 年 7 月 24 日プレス 隣接権法と対 Google 競争法事件

長塚真琴*

はじめに

- I プレス隣接権法の制定過程と概要
- Ⅱ 対 Google 競争法事件

おわりに

はじめに

2021年1月21日のフランス時間の朝、あるニュースが静かに発表された。Google¹⁾が新聞社協会全国連合(l'Alliance de la Presse d'Information Générale, APIG, 後述 II 2. 参照)との間で、検索結果に表示されるニュースの利用対価の支払に合意したというのである(後述 II 4. 参照)。

このような動きは最近のものである。Google のニュースアグリゲーションサービスである「Google ニュース」については、かつてドイツとスペインで、ニュース利用対価の支払を義務付ける国内法が制定されたこともあったが、いずれも結局、支払には至らなかった。ドイツでは無償で許諾がなされ、スペインではサービスが閉鎖されることになった²⁾。Google 検索エンジンはたいへん普及して

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 20 巻第 1 号 2021 年 3 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科教授

カリフォルニア州法に則って設立された会社である Google LLC と、文脈に応じて各国の Google 現地法人を指す。

²⁾ 井上淳「EU における新聞等の発行者に対する著作隣接権の付与の動向について」情報 通信学会誌 35 巻 3 号 (2017) 46 頁。スペインの Google ニュースについては、以下の日本語プレスリリースがある。https://support.google.com/news/publisher-center/answer/9609687?hl=ja (最終閲覧: 2021 年 2 月 14 日、以下注 67) 以外のウェブサイトにつき同じ)

おり、「Google 八分」になると自社サイトへの流入経路が絶たれるため、ドイツでは新聞社側がそれを避ける「選択」を余儀なくされた。一方、スペインではそのような「選択」はなされなかったので、Google が無償利用の方針を貫いた。

Google と新聞社の力関係がこうなったことに、著作権法上のある基本原則も手を貸している。それは、著作権は創作的表現の保護なので事実には及ばない、という原則である。これのおかげで、あるニュースの骨子を、最初に報じた人に無断で誰かに伝えても、著作権侵害とはならない。だとしたら、新聞が著作権で保護されるのはなぜか。それは、ニュースを文章化する際の言語表現、報道写真の構図やライティングの表現、あるいは、日付や主題など特定の観点から選択されて読みやすく並べられた紙面(編集著作物)が、それぞれの著作者の創作的表現として著作権の保護を受けるからである。しかし、個々のニュースの要点を簡潔な言葉で表しただけの文字列(見出し)は、誰が書いても同様の表現になり、著作者の個性が現われていないため、著作物とはされない3)。

要するに、ニュースを集め、採用分のファクトチェックをして見出しを作り、記事や写真を創作させる新聞社の行為は、記者やカメラマンやデスクの創作行為とは、また別の貢献なのである。検索結果に表示されるのが、個々のニュースの見出しや、記事の冒頭の短い文章、被写体がわかるだけで写真表現は読み取れない縮小写真だけであれば、そこで創作的表現が利用されているとはいい難い。一方で、新聞社の貢献そのものを無断利用から保護する強力な法的手段は、これまで用意されていなかった。

フランスでは、この貢献を著作隣接権4)で保護する法が2019年7月に成立した。そして、その新しい法へのGoogleの対応を競争当局が問題視する形で、Googleへの法的な包囲網が狭められた。しかも、この法は2019年4月に採択さ

³⁾ 日本の裁判例に、知財高判平 17.10.6 裁判所ウェブサイト [ヨミウリ・オンライン] がある。新聞社のウェブサイトから、ニュースの見出しを無断で大量に抜き出す行為に対して、著作権侵害に基づく差止は認められなかった。

⁴⁾ 著作隣接権は、日本では著作権法 89 条以下に定められている。例えば、レコードに最初に音を固定したレコード製作者(著作権法 2 条 1 項 5 号・6 号)には、その固定行為の創作性を問うことなく、レコードに固定された音の複製権(96 条)や送信可能化権(96 条の 2)が付与されている。レコードの製作に必要な投資を保護する趣旨である。

れた欧州指令の国内法化であるため、同様の法が近いうちに全加盟国で作られることになっている。フランスの国内法化はもちろん域内最速であり、指令採択よりも前から立法が準備されていたからこそできたことであった。さらに、欧州の外でも、オーストラリア政府が、「News media bargaining code」の立法を進めているそうである 5)。Google が支払に応じる姿勢を見せ始めた背景には、このような事情がある。

そこで、本稿ではまず、フランスの「プレス通信社とプレス出版社のために著作隣接権を創設する 2019 年 7 月 24 日の法律 2019-775 号」(以下、プレス隣接権法) 6 の立法経緯と概要を紹介する(\mathbf{I})。次に、同法施行直前の Google の動きに端を発する競争法事件の概要を紹介する(\mathbf{II})。本稿の主な目的は、フランスのプレス出版社・通信社 7 が、EU およびフランスの立法機関とフランスの競争当局を駆使して、Google を交渉の席に着かせるまでの経緯を、2016 年以降の時系列に沿って整理しつつ紹介することである。最後に、フランス著作権法学界の重鎮の $\mathbf{1}$ 人であるナント大学名誉教授アンドレ・リュカ(André LUCAS)氏の

^{5) 2020}年7月31日に法案が公表されたことが、東京新聞同年8月1日国際面に報じられている。それによれば、同法案はオーストラリアのニュース媒体企業との対価交渉の席に着くことを、巨大プラットフォームに対して義務付けるものである。

https://www.accc.gov.au/focus-areas/digital-platforms/news-media-bargaining-code およびそこからのリンクによれば、法案を起草したのは競争当局で、下院での審議は 2020 年末に終わっているものと思われる。そして上院の委員会により、2021 年 1 月 18 日までパブリックコメントのような手続(https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Economics/TLABNewsMedia)に付され、その後も公聴会などが予定されている。下院への法案提出時のプレスリリース(https://ministers.treasury.gov.au/ministers/josh-frydenberg-2018/media-releases/news-media-and-digital-platforms-mandatory-bargaining)によれば、対象となっているのは Google と Facebook である。掲載日付が不明であるが(文の内容からすると 2020 年末頃)、Google オーストラリアのプログには、公開の反論文が掲載されている。https://about.google/intl/ALL_au/google-in-australia/an-open-letter/

⁶⁾ Loi nº 2019-775 du 24 juillet 2019 tendant à créer un droit voisin au profit des agences de presse et des éditeurs de presse. この法の条文と立法過程資料は、以下のウェブサイトに「立法記録」としてまとめられている。https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegis latif/JORFDOLE000038055554/

⁷⁾ フランス語の presse(英語の press)は、報道ないしニュースと訳されることもあるが、 時事の報道とはいえない趣味の雑誌なども含む定期刊行物一般が対象となっているので、 あえてプレスのままとした。後述 Ⅱ 2. 参照。

見解を紹介し、日本法への示唆を述べることとしたい。

I プレス隣接権法の制定過程と概要

1. 欧州 DSM 指令案の公表

2016年9月14日に、「デジタル単一市場における著作権に関する欧州議会および理事会指令案」(以下 DSM 指令案)8)が公表された。

同指令案第 4 編(Title 4)には「著作権使用料市場の良好な機能を保障するための措置」に関する規定が集められている9)。その第 1 章(Chapitre 1)は、「出版物の権利」との標題の下に 2 つの条文を有する。その冒頭に登場する 11 条が「デジタル利用に関するプレス出版物の保護」の規定である。これは、EU 全域で統一的に、プレス出版物のデジタル複製と公衆伝達について、プレス出版社に著作隣接権(droits voisins du droit d'auteur)を付与することの提案であった100。 11 条に対応する前文は(31)から(36)までの 6 つであり、そのうち(31)には、自由で多様なプレス出版は民主主義社会がうまく機能するために必要であるところ、プレス出版社に固有の権利がないために、デジタル利用からの投資回収が脅かされていることが書かれている。

DSM 指令案 11 条の推進勢力は、欧州の有名新聞社・雑誌社の団体であった¹¹⁾。同条は、欧州議会の海賊党などの反対派からは「リンク税」と揶揄された¹²⁾。同条は DSM 指令案の最重要論点の 1 つとなり、2017 年 3 月には、欧州

⁸⁾ COM (2016) 593 final. フランス語では Proposition de DIRECTIVE DU PARLE-MENT EUROPÉEN ET DU CONSEIL sur le droit d'auteur dans le marché unique numérique、英語では Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIA-MENT AND OF THE COUNCIL on copyright in the Digital Single Market となる(略称はここから来ている)。以下、DSM 指令やその案については、フランス語の資料からの訳を採用し、英語の資料は必要に応じて参照する。

⁹⁾ フランス語の droits d'auteur は「印税」を意味する熟語なので、MARCHÉ DES DROITS D'AUTEURも著作権「使用料」の市場と解しておく。ここは英語では MAR-KETPLACE FOR COPYRIGHT となっており、ニュアンスが異なる。

¹⁰⁾ 英語では著作権に関連する権利 (rights related to copyright) となっている。

¹¹⁾ 欧州委員会スタッフ作業記録 (SWD (2016) 301 final) 163 頁。本稿の「おわりに」の「1.」でみるように、リュカ氏はフランス政府の後押しがあったことを示唆している。

議会の法務委員会から、著作隣接権の創設をあきらめる提案がなされたこともあった 13 。

2. プレス隣接権法案の提出と元老院第一読会

欧州で DSM 指令案の検討が続いていた 2018 年 9 月 5 日、フランスの上院である元老院(Sénat)に、プレス隣接権法案が提出された。法案提出者は、ダヴィッド・アスリーヌ(David ASSOULINE)氏ら 3 議員と社会・環境・共和主義会派である 14)。

アスリーヌ氏は、提案理由の冒頭で、1985年に実演家、レコードとビデオの製作者、視聴覚製作企業のために著作隣接権が作られ、以降、それが著作権と共存してきたことを説明している。続けて、検索エンジンやニュース収集サイトが、他人が作ったニュースのテキストや写真、動画といったコンテンツを、無許諾かつ無償で使い放題である現状を紹介する。そして、実演家らの場合と同様に、プレス出版社そして通信社にも、著作隣接権が必要である旨を説いている¹⁵⁾。

プレス隣接権法案は、2019年1月24日に元老院第一読会を通過した16)。

3. DSM 指令の成立と発効

2019年3月26日に、DSM指令案が欧州議会で可決された。その後4月15日に欧州理事会でも採択され、DSM指令が成立した。その名称は「デジタル単一市場における著作権に関し、指令96/9/CEと2001/29/CEを改正する2019年4月17日の欧州議会および理事会指令」となった 17)。

2016年の指令案 11 条は、指令では 15 条になった18)。 15 条に対応する前文は (54) から (59) までの 6 つで、数は変わらないが、それぞれに加筆がなされて

¹²⁾ 海賊党の欧州議会ジュリア・レダ議員のプログに、当時の議論が残っている(投稿日不明)。https://juliareda.eu/eu-copyright-reform/extra-copyright-for-news-sites/

¹³⁾ 井上・前掲注2)47頁。

¹⁴⁾ アスリーヌ議員は初当選が 2004 年で、文化・教育・通信委員会副委員長。もとは歴史 地理の教員であった (https://www.senat.fr/senateur/assouline_david04059m.html)。プレス隣接権法案の審議において繰り返し議会報告者を務め、その役割は大きい。

¹⁵⁾ https://www.senat.fr/leg/ppl17-705.html

¹⁶⁾ 前掲注6) の立法記録サイト。

いる。例えば、前文(55)の2文で、プレス出版社の中にプレス通信社も含まれることが明示されるようになった。

ここで、DSM 指令 15 条の要点をまとめておこう。

同条 1 項 1 文によれば、加盟国で設立されたプレス出版社には、情報社会サービス提供者¹⁹⁾によるプレス出版物²⁰⁾のオンライン利用について、情報社会指令 (2001/29/EC) 2 条に定める複製権と、同指令 3 条 2 項に定める公衆伝達権とが付与される。

しかし、個人による私的・非商業的利用(DSM 指令 15 条 1 項 2 文)、ハイパーリンク(同項 3 文)、個々の言葉の使用や極めて短い抽出(同項 4 文)は、上記の権利の対象外とされている。このうち、極めて短い抽出(très courts extraits)には、前文(58)が言及している。そこでは、この文言は、プレス出版社の隣接権の有効性に影響を与えないように解釈しなければならないとされている。

DSM 指令 15 条 1 項の隣接権は、他の権利、特に著作権から独立しており、プレス出版物に含まれる著作物の著作者が、それらを自ら利用することを妨げてはならない。また、パブリック・ドメインの著作物に隣接権を行使することもできない(同条 2 項)。

情報社会指令5条(制限と例外)と8条、指令2012/28/EU および指令(EU)

¹⁷⁾ DIRECTIVE (UE) 2019/790 DU PARLEMENT EUROPÉEN ET DU CONSEIL du 17 avril 2019 sur le droit d'auteur et les droits voisins dans le marché unique numérique et modifiant les directives 96/9/CE et 2001/29/CE.

¹⁸⁾ 先行訳として、井奈波朋子「デジタル単一市場における著作権指令(翻訳)」コピライト 700 号 (2019.8) 79-89 頁がある。

^{19) 「}情報社会サービス」は DSM 指令 2 条 5 項で定義されているが、同項は、技術規則の分野及び情報社会サービス関連法令の分野における情報提供手続を定める 2015 年 9 月 9 日の欧州議会および理事会指令 (EU) 2015/1535 の 1 条 1 項 b) を参照している。法と情報雑誌 3 巻 7 号 (2018) 1 頁以下に掲載された指令 (EU) 2015/1535 の夏井高人氏訳 (http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/EU_Directive_2015_1535.pdf) によれば、これは、「通常、対価を得るために、隔地者間で、電子的な手段により、かつ、サービスを受ける者の個別の要求に応じて提供されるサービス」をいう。

²⁰⁾ DSM 指令2条4項で定義されている。同項を要約すると、一定のサービス提供者(プレス出版社)により、一定の標題の下で定期的に発行される出版物や更新されるウェブサイトであり、時事の報道に限られないが、学術的なものは含まない。

2017/1564 は、DSM 指令 15 条 1 項の隣接権に準用される(同条 3 項)。

DSM 指令 15 条 1 項の隣接権の保護期間は、プレス出版物の公表後 2 年である(同条 4 項 1 文)。また、指令発効日以降に公表されたプレス出版物のみが対象となっている(同項 2 文)。このように、保護期間は、2016 年の DSM 指令案 11 条 4 項で 20 年とされていたのに比べると、大幅に短縮された。

最後に、プレス出版社には、隣接権収入を、プレス出版物に含まれる著作物の 著作者に分配することが義務付けられている(同条5項)。

4. プレス隣接権法案の国民議会第一読会通過と DSM 指令の発効

DSM 指令の成立から 1 月も経たない 2019 年 5 月 9 日、プレス隣接権法案は、フランスの下院である国民議会(Assemblée nationale)の第一読会を通過した $^{21)}$ 。リュカ氏によれば、この時点で同法案の条文はほぼ固まっており、以後の修正は微小であった $^{22)}$ 。

そして、さらにそこから1月も経たない2019年6月6日に、DSM指令が発効した(15条4項2文)。国内法化の期限は2021年6月7日とされた。

5. プレス隣接権法

プレス隣接権法案は、2019 年 7 月 3 日に元老院、同月 23 日に国民議会にて、それぞれ第二読会を経て可決され²³⁾、2019 年 7 月 24 日のプレス隣接権法が成立した²⁴⁾。施行日は 10 月 24 日と定められた。

以下では、プレス隣接権法の概要を紹介する。

最も重要なのは、同法4条により、知的所有権法典 (Code de la Propriété Intellectuelle, 以下 CPI) に、L.218-1条からL.218-5条が追加されたことであ

²¹⁾ 前掲注 6) の立法記録サイト。

²²⁾ LUCAS, A., Chronique, Propriétés Intellectuelles, nº 73 (2019.10), p. 51.

²³⁾ 前掲注6) の立法記録サイト。

^{24) 7}月26日付けの官報に掲載された (https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTE XT000038821358)。なお、同年に開催された様々な知的所有権法の「正統性」をテーマとするシンポジウムの中の、プレス隣接権法の正統性に関する発表記録として、以下の文献がある。LEBOIS, A., La légitimité du nouveau droit voisin de l'éditeur et de l'agence de presse, *Légipresse*, Hors-série n° 62 (2019), p. 127 et s.

(170) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月 る²⁵⁾。

CPI L. 218-1 条は定義規定である。1 項ではプレス出版物が定義されている。それは DSM 指令 2 条 4 項とほぼ同じであり、プレス出版社・通信社の責任で 1 つの紙名・誌名の下に定期的に作成され、主として時事的な言語著作物から成るが、写真や動画と組み合わされることもあるとされている。また、学術雑誌は含まれない。2 項ではプレス通信社が、1945 年 11 月 2 日のオルドナンス(ordonnance) 26 45-2646 号第 1 条を参照して定義されている。それは、自らの責任において時事報道のコンテンツを収集し、記事化することを主たる活動としている企業である。3 項ではプレス出版社が、1986 年 8 月 1 日の法律 86-897 号を参照して、紙またはオンラインでプレス出版物を発行する法人または個人を指すと定義されている。また 4 項によれば、EU 加盟国内で設立されたプレス出版社・通信社のみが対象となる。

CPI L. 218-2条は、プレス出版社・通信社の著作隣接権を定める、最も重要な規定である。それによると、プレス出版物の全部または一部を、オンライン公衆伝達サービスが複製または公衆伝達するには、事前にプレス出版社・通信社の許諾が必要であることが定められている。この「オンライン公衆伝達サービス」(service de communication au public en ligne)は、デジタル経済下における信頼性確保に関する 2004年6月21日の法律 2004-575号27)1条4項4文で定義されており、「私信ではないデジタルデータの伝達のうち、個々のリクエストに応じてなされ、送受信者間に相互的な情報交換が成り立つような電子的通信手段を用いるもの」をいう。Google 検索エンジンでは、ユーザー(受信者)がキーワ

²⁵⁾ https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006069414/LEGISC TA000006146351/2019-10-24/

²⁶⁾ 行政権によって発せられる命令の一種。山口俊夫編『フランス法辞典』(東大出版社、 2001年) 403頁。

²⁷⁾ Loi nº 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique の頭文字から、LCEN と称されることが多い。この法は欧州電子商取引指令(2000/31/EC)を国内法化したものである。同指令については、法と情報雑誌 3 巻 1 号(2018)110 頁以下に、夏井高人氏の参考訳がある(http://cyberlaw.la.coocan.jp/Documents/Directive%202000%2031%20EC%20Translation%20ver%202.pdf)。なお、「オンライン公衆伝達サービス」の概念は、CPI の中で、違法ダウンロードの防止に関する L. 331-21 条と L. 336-2 条でも用いられている。

ードをGoogle (受信者) に伝えると、送信者は検索結果を受信者に返すと共に、 受信者の関心に応じた広告が検索結果画面に表示される。従って、この定義にあ てはまることとなる。

CPI L. 218-3 条は、前項の権利が譲渡またはライセンスの対象となり、集中管理も可能であることを定める。

CPI L. 218-4条は、著作隣接権料の算出について詳細に定める。それはプレス出版物の利用から得られた利益に基づいて算出されるが、それが不可能なときは一括払いとすることもできる(1項)。具体的な額の決定の際には、プレス出版社・通信社の人的・物的・資金的投資、プレス出版物の政治的あるいは一般的な情報伝達への貢献度、プレス出版物がオンライン公衆伝達サービスの売上にどれほど寄与したかなどが考慮される(2項)²⁸⁾。オンライン公衆伝達サービスは、プレス出版社・通信社に対して、算出に必要な情報を提供する義務を負う(3項)。

CPI L. 218-5条は、プレス出版社・通信社の著作隣接権料の、職業ジャーナリスト(それに類する者も含まれる。労働法典 L. 7111-3 から L. 7111-5 参照)と、それ以外の著作者への分配について定めている。職業ジャーナリストについては、労働法典に従い、労働関係の集団的規律に委ねられる(1項)。それ以外の著作者については、仲介にあたる国の委員会が置かれる(1~3項)。プレス出版社・通信社は、職業ジャーナリストやそれ以外の著作者に対して、最低でも年に1度、報酬に関する会計報告をする義務がある(4項)。本条の詳細はデクレ(décret)²⁹⁾で定められる(5項)。なお、本条の「それ以外の著作者」の部分は、第二読会の際に、アスリーヌ議員が提出した修正案によって追加されたものである³⁰⁾。

以上が、プレス隣接権法4条によってCPIに新設された規定の概要である。

²⁸⁾ 単にクリック数だけが基準とされているわけではない。そうするとニュースの質の低下につながるからである。プレス出版物をクリックした顧客の個人情報の売上や、パーソナライズされた広告から生じる広告料収入なども考慮される。LUCAS, A., Chronique, *Propriétés Intellectuelles*, n° 72 (2019. 7), pp. 67-68.

²⁹⁾ 日本の政令に相当する。大統領または首相がなす一方的行政行為。山口編・前掲注 26) 144 頁。

³⁰⁾ LUCAS, op. cit., note 22, p. 53.

この他、権利制限関係の CPI 改正が重要と思われるので、その概要を紹介する。 まず、プレス隣接権法 1 条は、プレス出版社・通信社の隣接権にも、著作隣接 権の制限の一般条項である CPI L. 211-3 条が及ぶことを明示している。その内 容は、例えば私的複製(同条 2 号)や引用(同条 3 号 1 文)などである。

次に、プレス隣接権法 2 条は、DSM 指令 15 条 1 項 3 文 \cdot 4 文の権利制限(上記 3. 参照)を、新設の CPI L. 211 - 3 - 1 条として明記した。同条 1 号によれば、隣接権者はハイパーリンクを設ける行為を禁止できない。また、同条 2 号 1 文によれば、個々の言葉や、プレス出版物からの極めて短い抽出(extrait) 31 を用いることも禁止できない。しかし、これには以下のような 2 文と 3 文が続く。「この例外は L. 218 - 2 条の実効性に影響してはならない。実効性に影響するとは、特に、極めて短い抽出がプレス出版物そのものの代わりになったり、読者がプレス出版物にあたる手間を省いたりする場合を指す。」

CPI L. 211-3-1 条 2 号 2 文は、DSM 指令前文(58)(上記 3. 参照)と同内容であり、これは欧州における議論の妥結点を表すものである。そして、フランス法は同号 3 文を創設し、「実効性に影響する」の解釈基準として「代替性の基準」を明文化した 32 。

グルノーブル=アルプ大学教授で弁護士のジャン=ミシェル・ブリュギエール (Jean-Michel BRUGUIÈRE) 氏によれば、「個々の言葉」は、特定のニュースの 見出しや本文を再現することができない程度に、相互に孤立した単語の組み合わせをいう 33 。一方、「短さ」の基準を欧州の立法者は示しておらず、それは個々の加盟国における隣接権者とオンライン公衆伝達サービスとの間の交渉で決まる

³¹⁾ 前掲注 18) の井奈波訳では、court extraitを「短い引用」と訳しているが、これは、引用に関する CPI L. 211-3 条 3 号 1 文の courte citation と混同した可能性があり、不適切である。BRUGUIÈRE、J-M., Le droit voisin des éditeurs de presse dans la directive sur le droit d'auteur dans le marché numérique et sa transposition en droit français, Legiprésse n° 371 (2019.5), p. 272, n° 16 にも、両者が異なることの指摘がある。

³²⁾ BRUGUIÈRE, ibid. によれば、これは Microfor 事件(https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/JURITEXT000007019548/)の説示を想起させるという。 Microfor 事件は有名な破毀院判決であり、新聞社の集めたニュースと付した見出しを無断利用から著作権で保護した。 ブリュギエール氏は、著作権侵害について代替性の基準が妥当かどうかは激しく争われたが、プレス隣接権ではより正当化しうると評価する。

べきとしつつ、7語程度ではないかというのがブリュギエール氏の見解である 34)。この考えに従えば、検索結果画面においてプレス出版物へのリンクの下に表示される数行の短文(Google がスニペット(snippet)と称するもの) 35 が、CPI L. $^{211-3-1}$ 条 2 号の権利制限を受けることはまずないと考えられる 36)。

最後に、プレス隣接権法3条はCPI L.211-4条を改正し、プレス出版社・通信社の隣接権の保護期間は出版後2年であることを定めている。

Ⅱ 対 Google 競争法事件

1. Google の表示ポリシー変更

プレス隣接権法の施行まで 1 ヶ月を切った 2019 年 9 月 25 日、Google フランスはその公式ブログで、表示ポリシーの変更を一方的に公表した 37 。

Google はそれまで、キーワード検索の結果画面に、プレス出版物の紙名や誌名と目時、そして記事の見出し文字列にプレス出版社・通信社のサイトへのハイパーリンクが貼られたものを表示してきた。それに加えて、スニペットや縮小された写真を表示することもあった。しかし、同日公表されたポリシーは、プレス隣接権法施行後のフランスでは、EU域内のプレス出版社・通信社のうち、無償での表示を合意した者のコンテンツしか検索結果に表示しない、これはあらゆるGoogle のサービスについて同様である、というものであった。

³³⁾ BRUGUIÈRE, op. cit., note 31, n°s 14 et 15 に示された例によれば、「雑報:警察の捜査の結果、夫が妻を殺害した疑い。RTLfr報4時間前」というニュースに対しては、「雑報・殺人・警察・捜査」がそれにあたる。

³⁴⁾ BRUGUIÈRE, op. cit., note 31, nº 15.

³⁵⁾ Ⅲで詳述する 2020 年 4 月 9 日競争委員会決定 20-MC-01, p. 16 et s., no 44 et s. に実例がある。https://www.autoritedelaconcurrence.fr/sites/default/files/integral_texts/2020-04/20mc01.pdf

³⁶⁾ なお、欧州委員会の DSM 指令英文 FAQ (https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/faq/frequently-asked-questions-copyright-reform) の 14 では、スニペットは隣接権の及ばない極めて短い抽出にあたると断言されている。しかしこれは、指令制定過程の「public debate」でそのような言説があったことのみを根拠としており、指令前文 (58) に触れていない点で、ミスリーディングな解説ではないか。

³⁷⁾ https://france.googleblog.com/2019/09/comment-nous-respectons-le-droit-dauteur.html

(174) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

3. でみる競争委員会決定によれば、Google は同日に、プレス出版社・通信社にスニペット、写真、ビデオを検索画面上に表示させるためのプログラムコードを送付している。それらのコード上の設定は、例えばスニペットに関しては、表示される文章の長さを制限できないまま無償許諾に応じるか、それとも一切応じずに Google 検索結果画面から排除されるかの選択肢しかなかった。写真に関しても、無償許諾してしまうと、表示される大きさを制限することはできなかった38)。これは、プレス隣接権法施行前よりも、プレス出版社・通信社に不利な条件である。

2. 競争委員会付託

これを受けて、2019年11月15日と19日に、Google(正確には Google LLC、Google Ireland Limited そして Google France)に対する3つの手続が、日本の公正取引委員会に相当する行政機関である競争委員会(L'Autorité de la concurrence)に付託された³⁹⁾。

1つめは、15日と19日の両日にわたり、雑誌出版社協会(le Syndicat des Editeurs de la Presse Magazine, SEPM)⁴⁰⁾が起こした手続である。この協会には、報道雑誌に限らない各種の雑誌の、大小様々な出版元が加わっている。

2つめは、19日に新聞社協会全国連合(l'Alliance de la Presse d'Information Générale, APIG)とその構成団体である全国日刊紙協会、地域圏日刊紙協会、県日刊紙協会、地域圏週刊紙協会が起こした手続である⁴¹⁾。これらの構成団体の会員社は、ほとんどが中小の地方紙である。

³⁸⁾ 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 28 et s, nº 92 et s.

³⁹⁾ 同 p. 1.

^{40) 2012} 年には存在していたようであるが、詳細は不明。http://www.lapressemagazine.fr/annuaire-des-editeurs

⁴¹⁾ APIG は 2018 年に、本文掲記の 4 つの団体を統合して設立された(全国日刊紙協会の前身のパリ・プレス協会は 1882 年から存在する)。https://www.alliancepresse.fr/notre-histoire/ 現在の会員社数は 285 に上る。https://www.alliancepresse.fr/membre/ 地域圏日刊紙協会のサイトにある APIG 設立の記事によれば、プレス隣接権への対応が、設立理由の 1 つに挙げられている。http://www.upreg.fr/creation-de-lalliance-de-la-presse-dinformation-generale/

3つめは、19日にフランス通信社 (l'Agence France-Presse, AFP)⁴²⁾が起こした手続である。

いずれの手続でも、本案付託と同時に、Google が付託者らと誠実に交渉することを求める行政上の暫定措置が求められている。3つの手続は併合された。

3. 競争委員会決定(暫定措置命令)とその取消訴訟

2020年4月9日、競争委員会は決定を下した。そこでは、付託者らの求めに応じて、Google に対する暫定措置命令が認められた。競争委員会の公式サイトには特設ページが作られており、本件決定を広く周知することへの熱意が感じられる⁴³⁾。

暫定措置命令は、本案付託に対する決定が下されるまでの間のみ有効なものであり、その要点は以下の通りである⁴⁴⁾。この他に6条から9条もあるが、競争委員会への報告義務などであり、ここでは省略する。

- 1条 Google は CPI L. 218-4条の手順に従って、コンテンツ利用に対する報酬についてプレス出版社・通信社と誠実に交渉せよ。
- 2条 Google は CPI L. 218-4 条所定の情報をプレス出版社・通信社に通知せ よ。
 - 3条 Google は、交渉中は検索結果へのプレス出版物表示を原状にとどめよ。
- 4条 Google は、プレス出版社・通信社の要求から3ヶ月以内に交渉を開始せよ。
- 5条 Google は、交渉開始の有無やその進捗により、検索結果へのプレス出版物の表示態様が影響されないような措置をとれ。

本件決定の論理構成は、概略以下の通りである。

^{42) 1835} 年にパリで設立された、世界最古の国際通信社。https://www.afpbb.com/articles/-/3208103

⁴³⁾ https://www.autoritedelaconcurrence.fr/fr/communiques-de-presse/droits-voisins-lau torite-fait-droit-aux-demandes-de-mesures-conservatoires 注 35) の決定のPDFも、このページからリンクされている。

⁴⁴⁾ 前掲注35) の決定20-MC-01, p.71 et s. 評釈、CHONÉ-GRIMALDI, A-S., Google enjoint de négocier avec les éditeurs de presse, *Legiprésse* n° 382 (2020.5), p. 288.

(176) 一橋法学 第20巻 第1号 2021年3月

本件決定の法的根拠は、EU 機能条約 102 条 45 と、フランス商法典 L. 420 -2 条 46 である。そして、関連市場は、フランス国内における一般的な検索サービスであるとされた 47 。そこにおける Google のシェアは 90% を超え、参入障壁も高いことから、Google は支配的地位を有することが認められた 48 。また、Google に対するプレス出版社・通信社の経済的従属関係も認められた 49 。

そして競争当局は、Google が支配的地位を濫用的に利用したことを認定した。 その理由として、以下の点が特に重要であると思われる。

まず、1.でみた、プレス隣接権法施行前よりもプレス出版社・通信社に不利になるポリシー変更を、対話抜きで一方的に押し付けていることである⁵⁰⁾。次に、そのような行為が、プレス出版社・通信社のウェブサイトへの流入経路がGoogle に大きく依存していることを背景になされており、支配的地位と因果関係があることである⁵¹⁾。また、それによってプレス隣接権法が迂回されることも、理由として挙げられている⁵²⁾。

決定は、以上の行為により、プレス出版社・通信社に著作隣接権料を失うという実害が及ぶこと、また、ただでさえシェアの低い競争者が、仮に著作隣接権料を支払うとすれば、Google に対してますます不利になり、一般的な検索サービ

- 47) 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 36 et s. 特に nº 152.
- 48) 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 38 et s. 特に nº 172.
- 49) 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 42 et s. 特に nos 180 et 181.
- 50) 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 47 et s, nos 196-202.
- 51) 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 51 et s.

⁴⁵⁾ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/ALL/?uri=CELEX%3A12008E102 一 橋 大 学大学院法学研究科博士課程の杉崎弘氏の訳によれば以下の通り。「1 又は複数の事業者が域内市場又はその実質的な部分における支配的地位を濫用的に利用することは、これが構成国間の通商に影響する可能性がある場合に限り、域内市場に反するものとして禁止する。」なお、本件決定の関連市場はフランス国内だが、Google もプレス出版社・通信社も世界的規模で活動しており、特にそれぞれのオンラインサービスはその性質上、国境を超える取引を予定しているとして、EU 機能条約 102 条の適用可能性が認められている。前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 34 et s, n°s 131 et 132.

⁴⁶⁾ https://www.legifrance.gouv.fr/codes/article_lc/LEGIARTI000038725501/「単一の事業者が行う又は複数の事業者によって構成される単一の団体が行う国内市場又はその実質的な部分における支配的地位の濫用的な利用は、L. 420-1 条に規定された条件のもとで禁止する」。なお、L. 420-1 条に規定された条件とは「当該行為が市場における競争を妨げる、制限する若しくは歪める目的を有する場合又はそのような効果を有するおそれがある場合」である(いずれも杉崎訳)。

スの市場に、反競争的な効果をもたらすことを認定した53)。

最後に、競争当局は、暫定措置命令が必要である根拠として、Google の行為を放置すると、プレスの分野に重大かつ差し迫った被害が及ぶことを挙げている54。

2020年7月3日、Google はパリ控訴院に、主位的に暫定措置の取消を、予備的に暫定措置命令1,3.5,6条の範囲限定を求めて提訴した。訴訟では、Google に反競争的な行為がないことなどが主張されたが、2020年10月8日に下された判決55)では、暫定措置命令第5条に以下のように付加する他は、請求は棄却された。「この措置は、交渉に参加する隣接権者の利益を害さない範囲で、Google による改良やイノベーションを妨げない。」

4. Google フランスと APIG の交渉妥結

Google フランスは、パリ控訴院判決前日の10月7日に、新聞社協会全国連合(APIG)との交渉が進んでいることをプレスリリースした⁵⁶。

また、Google フランス公式ブログによれば、11月19日時点で、Le Monde, Courrier International, Le Nouvel Observateur du Monde (L'Obs), Le Figaro, Libération, そして L'Express といった有名新聞・雑誌の出版社との交渉が進行しており、他にも多数の全国・地域紙と雑誌が対象となっていた。交渉においては、著作隣接権料の額は、客観的で透明で非差別的な基準、例えば、政治的ある

⁵²⁾ 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 56 et s. なお、スニペットが「保護されるコンテンツ」に含まれるかどうかについて、本決定の文言は明確ではない。しかし、「保護されるコンテンツ」として、写真および動画と共に「記事の全部または一部」が挙がっている(前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 30, no 101.)。Google による検索結果の表示が、全体として、プレス隣接権法の射程に入るとされていることは間違いない。

⁵³⁾ 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 60, nº 172 et s.

⁵⁴⁾ 前掲注 35) の決定 20-MC-01, p. 61 et s.

⁵⁵⁾ CA Paris, 8 octobre 2020. 判決文は Légifrance ウェブサイトから検索できる。また、競争委員会のサイトには、PDF ファイルで掲載されている。https://www.autoritedelaconcurrence.fr/sites/default/files/appealsd/2020-10/ca_20mc01_oct20.pdf 評釈として以下の文献がある。CHONÉ-GRIMALDI, A-S., Google enjoint de négocier avec les éditeurs de presse: la cour d'appel confirme la décision, Legiprésse n° 387 (2020. 11), p. 605.

⁵⁶⁾ https://twitter.com/GoogleEnFrance/status/1313894721346035715/photo/1 このニュースリリースは、公式プログには見つからない。

いは一般的ニュースへの出版社の貢献度、出版社の1日あたりの出版物の量、出版社サイトの月ごとのアクセス数、Google における使用量などに照らして算定するとされていた。これは、I 5. でみた CPI L. 218-4 条に沿った方針である 57)。

11月19日時点では、交渉は 2020年内にまとまる見込みであるとされていた。 実際には、2021年1月21日のフランス時間の朝、APIGと Google が、フランス 法上の著作隣接権料に関する合意成立を発表した(筆者はそれぞれの公式ツイッ ターからほぼ同時に情報を得た)。Google フランスの公式ブログも同日に更新さ れ、APIGとの合意が、今後構成員各社との個別合意の際の基準となることが書 かれている580。その算定方針は、11月時点で公表されていたものと同様である。

おわりに

1. リュカ名誉教授の見解

リュカ氏は、プレス通信社・出版社の著作隣接権はあくまで投資の保護のために設けられたものであると位置付ける。そして、プレス通信社・出版社は創作の補助者であり、プレス隣接権法は創作の補助者の保護として正当化しうるとして、それを消極的に支持している⁵⁹⁾。

リュカ氏によれば、DSM 指令 15条の実効性は、その旗振り役であったフランス政府の覚悟次第であるという。つまり、フランスと同水準の国内法化をするよう、他の加盟国にいかに働きかけられるかどうかによるという。リュカ氏は、ドイツやスペインの例を挙げ、単独国家の政府には無理だったが、欧州全域で取り組めば、Google に対価を支払わせることは可能になると指摘している⁶⁰⁾。リュカ氏はプレス隣接権法を解説する論稿の最後に、アスリーヌ議員の元老院第二読会(上記 **I** 5.)における演説を引用し、まとまることの大切さを説いてい

⁵⁷⁾ https://france.googleblog.com/2020/11/-droits-voisins.html

⁵⁸⁾ https://france.googleblog.com/2021/01/APIG-Google.html

⁵⁹⁾ LUCAS, op. cit., note 28, p. 64. なお、「個々の言葉と短い抽出」を権利制限の対象とする DSM 指令 15 条 4 項は、投資保護の理屈からすれば不要のはずであり、欧州議会における妥協の産物であるとする (Ibid., p. 66)。

⁶⁰⁾ Ibid., p. 69.

る61)。

2. 日本法への示唆

本稿では、フランスの大小様々なプレス出版社・通信社が、業界団体を通じて まとまり、DSM 指令の成立前からその国内法化となるプレス隣接権法を準備し てどこよりも早く成立させ(I)、同法施行の直前に競争法事件をしかけ、同法 の迂回を理由の重要な一部として競争当局から暫定措置を勝ちとり、その取消訴 訟にも勝訴した様子を、時系列に従って紹介してきた(Ⅱ1~3)。その結果、 Google フランスはフランスのプレス出版社・通信社との交渉のテーブルに着く ようになった(Ⅱ4)。こうして、フランスの官民は、「民主主義社会における報 道の重要さ」という理念(IIでみたDSM指令案前文(31)、指令前文(54) 参照)を、立法と行政と司法を駆使して、プラットフォーム企業からの具体的な 金銭の流れに変換しつつある。日本法にも著作隣接権があり(前掲注4)参照)、 プレス出版社・通信社の著作者隣接権を創設することは、法技術的に不可能では ない。しかし、その試みが実現するためには、多くの人に、プレス出版社・通信 社に対する信頼や期待が共有されている必要があるように思われる。この信頼や 期待こそが、日本法、というより日本社会にとって示唆に富んでいる。また、多 くのプレス出版社・通信社が、規模やプレス出版物の性質を超えてまとまること も、大切である62)。

さらに、プレス通信社・出版社の利益確保の先にあるものが、最も日本法に示唆を与える。それは、支払われた著作隣接権料の、職業ジャーナリストやその他の著作者への配分である。

このうち職業ジャーナリストの法的地位(statut)は、2009年6月12日のいわゆる HADOPI 法で大改正され、集団的交渉の義務付けなど、著作権法と労働

⁶¹⁾ LUCAS, op. cit., note 22, p. 53.

⁶²⁾ なお、2020年12月5日の朝日新聞には、Googleが同月3日に、日本の新聞社にもニュースの利用対価を支払う意思を表明したように報じられているが、情報の出所は明記されていない。2021年2月11日の読売新聞も、「グーグル・ニュース・ショーケース」のサービスをめぐって、日本の複数の報道機関との間で、ニュースの対価支払に関する合意(媒体名未公表、開始時期未定)が成立したことを、情報の出所を示さずに報じている。

法が交錯する複雑な制度に服するようになっている 63 。また、職業ジャーナリストに比べて法的地位が不明確な「その他の著作者」については 64 、プレス隣接権法第二読会時の修正で、国が集団的交渉の手助けをするための制度が創設された。

DSM 指令 18 条以下では、著作者の報酬は原則として著作物の利用に比例しなければならないこと(比例報酬原則)と、著作物利用者の会計報告義務が定められた。比例報酬原則は、創作者の所有権を保護するフランス著作権法の根幹をなす考え方であり、会計報告義務はその実効性を担保する。それが今や、著作権に関する欧州全体のルールになろうとしている(国内法化期限は 2021 年 6 月 7 日)。そして、投資の保護としてプレス隣接権を導入しつつも、DSM 指令 15 条 5 項とその国内法化である CPI L. 218-4 条があることにより、プレス隣接権の対価をプレス出版社・通信社が総取りすることは許されていない。リュカ氏が、創作の補助者の保護という条件付きで、プレス隣接権法を支持していたことを想起すべきである(1.)。このように、どこまでも創作者への配分を確保するフランス法の考え方は、著作者との契約の法的規律を丸ごと欠く日本法の対極をなすものであり、大きな示唆をもたらすと考える。

2000 年代の米国 DMCA 法や欧州電子商取引指令による法的優遇や、いわゆるネットワーク効果により、プラットフォームは強大な経済力を蓄えるに至った。最近になって、その力を牽制する様々な動きが、世界中で起きている。そこでは、競争法の役割が大きい⁶⁵⁾。「場の提供」や「情報の仲介」をしているにすぎないプラットフォームが、そこで取引される商品やコンテンツの作り手に比して圧倒的に優位に立つことは、価値の源泉のありかを考えると、正常な事態ではない。そして、異常を元に戻すための法的手段は、競争法以外にいくつかあってもよい

⁶³⁾ BINCTIN, N., Droit de la propriété intellectuelle, 6° éd., LGDJ, 2020, p. 108; LUCAS, op. cit., note 28, p. 68.

⁶⁴⁾ 現在、絵本作家・漫画家等が statut を求める運動を展開している。 https://ligue.auteurs.pro/documents/statut/

⁶⁵⁾ 日本では、公正取引委員会の「人材と競争政策に関する検討会」(https://www.jftc.go.jp/cprc/conference/jinzai.html) や、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」(https://www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/platform/)の活動がある。

のではないか。比例報酬原則と会計報告義務を持つ著作権法は、著作物の価値に 応じてそれを生み出した著作者への分配を確保し、著作物利用の場を支配する者 との間に、経済力の分散をもたらす。著作者の権利としての著作権法は、実は競 争法と同じ方向を向いているように思われる⁶⁶⁾⁶⁷⁾⁶⁸⁾。

⁶⁶⁾ 本稿は、2020 年 12 月 17 日におこなわれた「第 10 回ー橋知的財産法研究会」における 発表をもとに執筆した。同研究会の出席者(特に質問やメールでの情報提供をしてくれた 方々)と、運営に協力してくれた方々に感謝する。http://hitiplaw.blogspot.com/2020/12 /10.html

⁶⁷⁾ 前掲注 5) のオーストラリア「News Media and Digital Platforms Mandatory Bargaining Code」は、2021年2月25日に両院を通過し成立した。https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr6652%22(最終閲覧: 2021年3月1日)

⁶⁸⁾ 再校時に、谷川和幸「プレス出版社の権利」国際著作権法研究(ALAI Japan 研究報告) 2019 年度版 42 頁以下に接した。これは、DSM 指令 15 条に関する解説である。